

インターネット取引における 製品安全

2020年3月
経済産業省
産業保安グループ
製品安全課

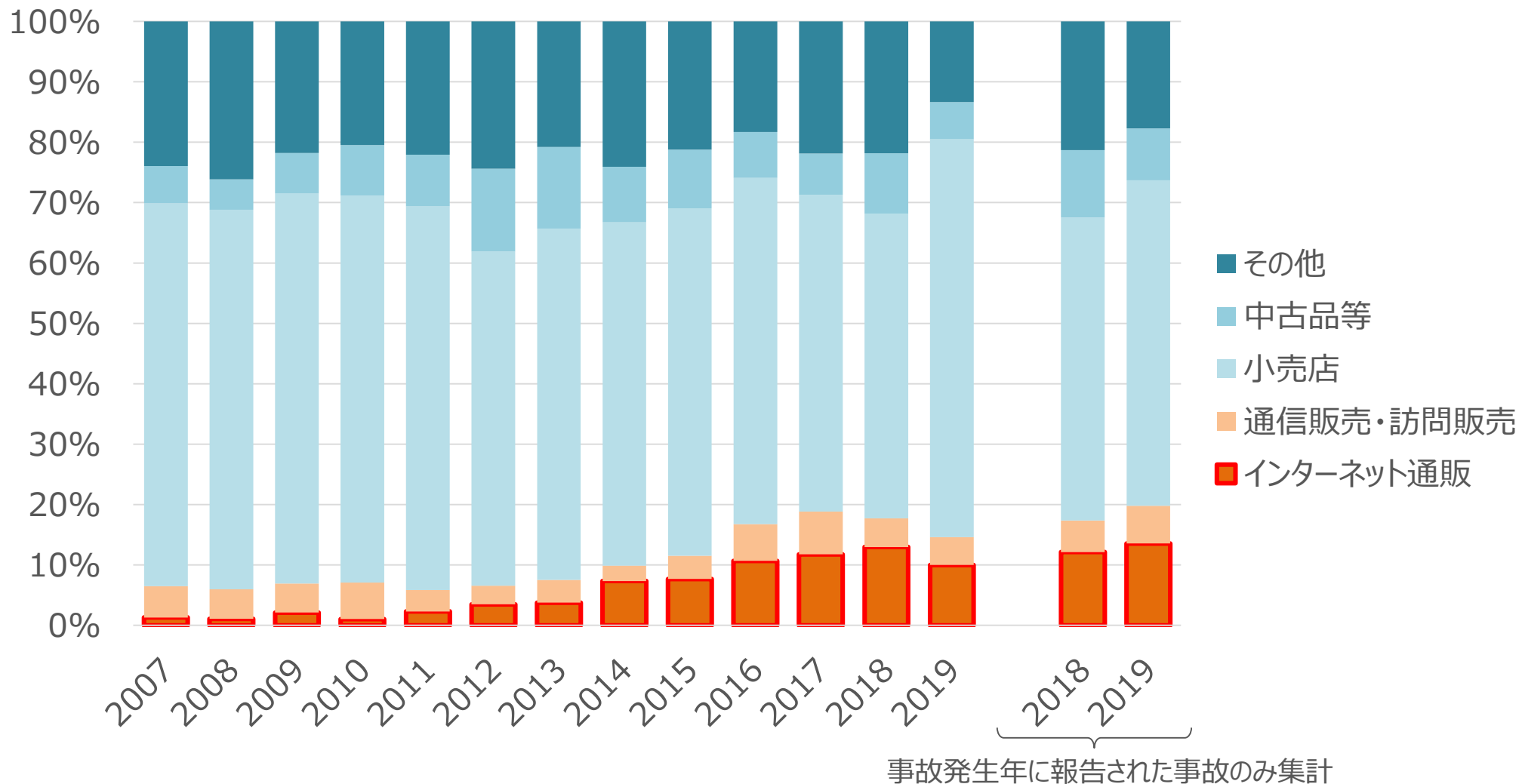
【再掲】重大製品事故が起きた製品の入手先

- 10年間でインターネット通販で購入した製品による事故の比率が増加傾向。

重大製品事故の製品入手経路

※2019年は1月から12月20日受付分まで。

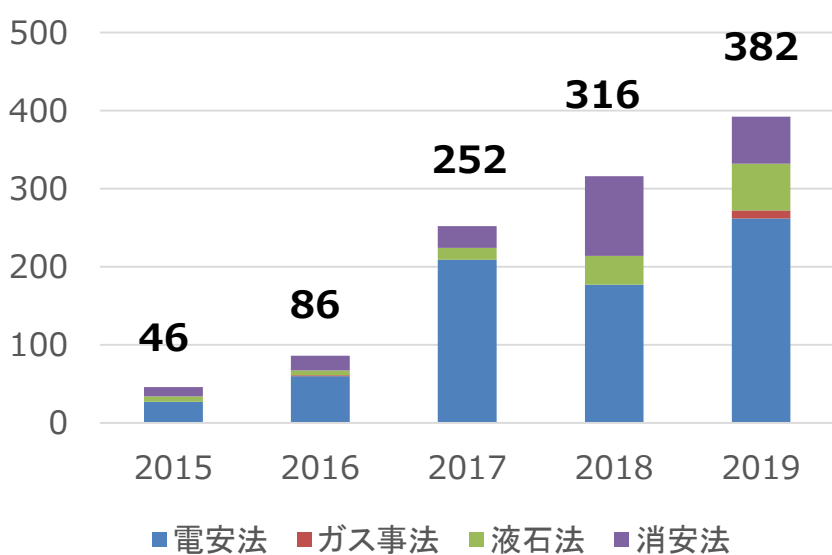
※重大製品事故報告を分類しているため、消費者が製品を入手してから事故が発生するまでの期間分のタイムラグがある。



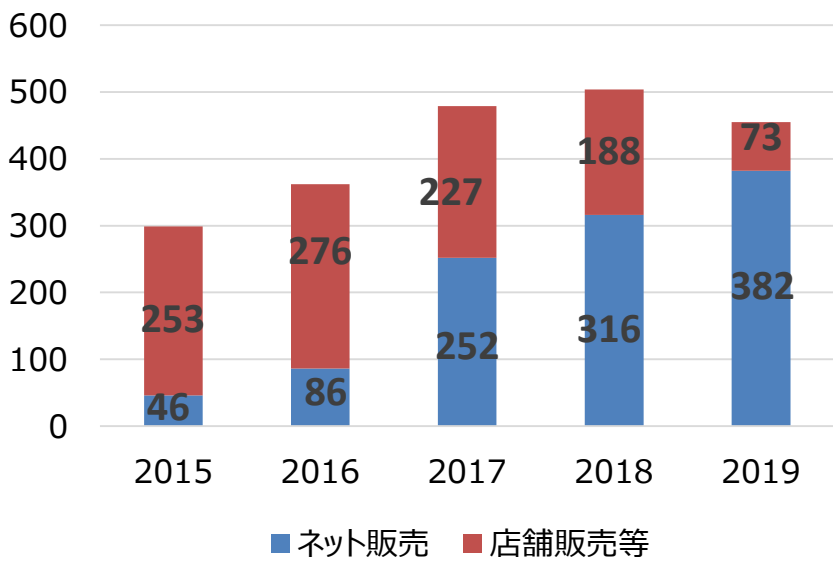
インターネットを通じた違反品販売の現状（推移）

- 電子商取引の拡大に伴い、製品安全関係法に抵触するものと経済産業省が確認した件数のうち、インターネット販売における件数の割合は増加傾向にある。※国内の取引に限る。

製品安全関係法各法における
インターネットを通じた違反件数の推移



インターネット販売/店頭販売
それぞれにおける違反件数の推移



インターネットにおける違反品販売の形態（件数）

	2015	2016	2017	2018	2019
モール	33	68	215	300	363
自社HP	13	18	37	16	19

モール運営事業者との連携：事故情報等に基づく消費者への情報発信

- アメリカでリコール対象となった揺りかご型ベビーベッド（消安法の特定製品には該当しないもの）や国内で火災事故が発生している掃除機用互換バッテリーの多くが、モール運営事業者を経由し販売されていた
- 消費者への注意喚起を迅速かつ効果的に行うため、経産省からの情報発信に加え、モール運営事業者からも当該情報の発信について協力を要請。
- 各モール運営事業者は、ビジネスモデルの違い等により情報の発信の仕方は異なるが、直接購入者に対する注意喚起、販売事業者を経由した購入者に対する注意喚起、モール内の連絡掲示板などでの周知を速やかに実施。

○モール運営事業者へ情報発信の要請をした事案（互換バッテリー及ベビーベッド）

News Release


経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

2019年4月15日

米国フィッシャープライスの揺りかご型乳幼児用ベッドの使用の中止について

米国フィッシャープライスの揺りかご型乳幼児用ベッドで、2009年以降、米国で30人以上の乳幼児が死亡していることから、同製品の所有者の方は使用中止をお願いします。

1. 米国の消費者製品安全委員会の公表について
米国の消費者製品安全委員会の公表によれば、フィッシャープライスの揺りかご型乳幼児用ベッドで、2009年以降、乳幼児をベッドに固定するベルトで締め付けない状態で、乳幼児が寝返りをした場合等で、30人以上死亡しており、死因は窒息死とみられています。消費者製品安全委員会は同製品の所有者に使用を中止するように呼び掛けております。

2. 日本国内での状況について
フィッシャープライスから日本市場向けに同製品の直接的な販売はしていませんが、インターネットモールにおいて、多くの事業者によって同製品が出品・販売されていたことを確認しております。

既に、経済産業省からインターネットモール各社に同製品の出品の自粛を要請しておりますが、同製品を購入された方々は、速やかに使用を中止するようにお願いします。

なお、現在のところ、同製品の日本国内の事故は確認されていません。

3. 対象製品

(1) 製品名: Rock'n Play Sleepers の全商品
(2) 全世界での販売台数: 470万台



(本発表資料のお問い合わせ先)
産業保安グループ製品安全課
製品事故対策室長 大澤
担当: 横爪、植杉
電話: 03-3501-1511(内線 4311~3)
03-3501-1707(直通)
03-3501-2805(FAX)

News Release


経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

2019年8月9日

ネットモールで充電式掃除機用として販売された
SHENZHEN OLLPO TECHNOLOGY社製バッテリーパックの使用を中止してください

SHENZHEN OLLPO TECHNOLOGY 社製バッテリーパックをダイソン株式会社のコードレス掃除機に取り付けて充電中に火災したとみられる火災事故が発生しています。
対象のバッテリーパックをお持ちの方は、直ちに使用を中止してください。

1. 事故事象
ダイソン株式会社からの報告によれば、ネットモールで充電式掃除機用として出品・販売されていた純正品でないバッテリーパックをダイソン株式会社のコードレス掃除機に組み込んで、充電中に火災したとみられる火災が発生しています。同様の火災は、今年の3月以降、重大製品事故として8件発生し、うち5件は7月に発生しており、事故件数が急増しています。詳細な事故原因については、現在調査中です。

火災事故の調査で確認された純正品でないバッテリーパックには、複数のブランド名が確認されましたが、いずれもバッテリーパックの内部構造が同一であることから、同じ製品が複数のブランド名で販売されているとみられています。また、これらの他社製バッテリーパックには、製造事業者として、SHENZHEN OLLPO TECHNOLOGY CO.LTD の表示が確認されています。

ダイソン株式会社は、上記の火災事故を予防するため、純正バッテリーの使用を呼び掛けています。

2. 対象製品の確認方法
火災事故の発生が確認されたバッテリーパックには、製造事業者として、SHENZHEN OLLPO TECHNOLOGY CO.LTD の表示があります。



SHENZHEN OLLPO TECHNOLOGY CO.LTD の表示

火災事故の発生が確認された純正品でないバッテリーパックの例

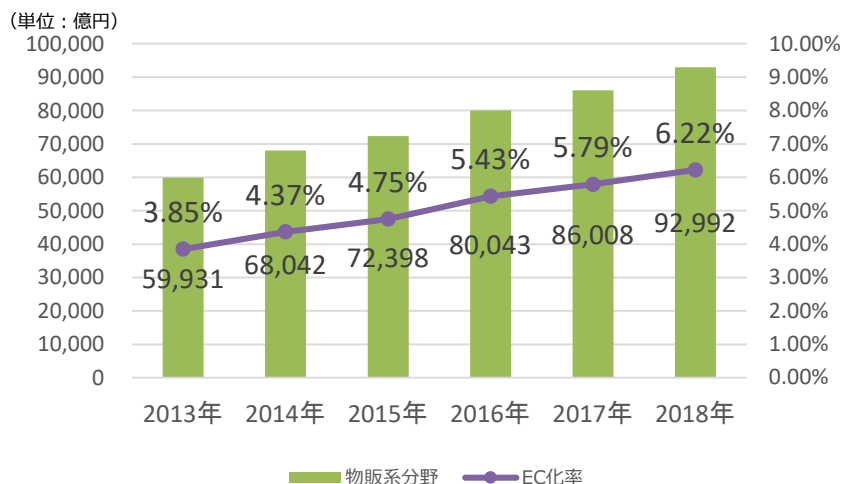
- インターネットショッピングやオークションの拡大とともに、ネット上に技術基準を満たしていない製品が増加している状況を踏まえ、経済産業省とモール運営事業者の以下の体制を構築。
- 2019年6月に連絡会合を開催し、出品者への事故調査に関する協力及びモバイルバッテリーの周知活動等に関し、モール運営事業者に協力を要請するとともに、製品安全行政に関する情報共有・意見交換を実施。引き続き協力・連携を図っていく。

インターネット取引における製品安全の現状と課題

- 第三者に多種多様な製品の出品の「場」を提供するモール運営事業者は、事業者（特に中小・零細企業、個人事業主）にとっては、市場へのアクセスの可能性を飛躍的に高め、消費者にとっては便益向上に繋がるなど経済や社会にとって、必要不可欠な存在となっている。
- 他方で、インターネットショッピングモールで販売されていた製品による重大製品事故や製品安全関係法※で規制している製品に求められるPSマークの表示が付されていない（安全性の確認がなされていない）製品の販売等による違反事案が増加している。
- これまでモール運営事業者との連携により対応を行っているところであるが、実店舗と比べ容易に販売を行える環境にあるインターネットショッピングモールでは、複数の事業者が上記のような製品を販売しているケースが存在し、対応までの一定期間にこれらの製品を消費者が購入できる状態となっており、消費者は重大製品事故が発生している製品や安全性の確認がなされていない製品を購入してしまうリスクにさらされている。
- 今後、モール運営事業者を中心としたEC市場はますます拡大していくことが予想されるなか、これまで以上に消費者の安全を確保するとともに健全な市場として成長することが必要。

※製品安全関係法とは、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律を指す。

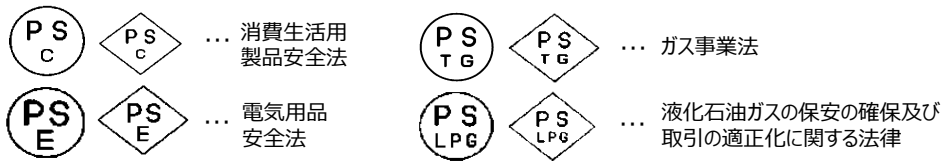
BtoC-EC市場規模およびEC化率の経年推移
(物販系分野)



○国が規制している製品例

法律	規制対象となる製品例
消費生活用製品安全法	○PS：乗車用ヘルメット、石油ストーブ 等 ◇PS：ライター、レーザーポインタ、乳幼児ベッド 等
電気用品安全法	○PS：LEDランプ、リチウムイオン蓄電池、電子レンジ 等 ◇PS：直流電源装置（ACアダプター）、延長コード 等
ガス事業法	○PS：ガスこんろ、屋外式のガスストーブ 等 ◇PS：半密閉燃焼式ガスストーブ、ガスふろバーナー 等
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	○PS：カートリッジガスこんろ、ふろがま 等 ◇PS：一般ガスこんろ、調整器 等

○国が定める基準に適合した製品に表示されるマーク



インターネット取引における製品安全への今後の取組について

- このような課題を解決するため、本年度に有識者で構成された「インターネット取引における製品安全に関する検討会」を開催し、インターネットショッピングモールを経由したインターネット取引を中心に、消費者に対する危害の防止を図るための取組を検討している。
- 検討にあたっては、モール運営事業者が有する強み（例えば、モール運営事業者に集積している購入情報等のデジタルデータ）を活かすために、考慮すべき他法令との関係も留意しつつ、国・モール運営事業者に求められる販売事業者及び消費者に対する効果的かつ効率的な取組内容を議論しているところ。
- 今後、検討会での議論をふまえ、消費者に対する危害の防止を図るために国・モール運営事業者に求められる取組について報告書を取りまとめる予定。

検討会で議論された内容を踏まえ、以下の対応策について、検討中。

（１）法執行が困難な海外販売事業者に対して国が実施する対応策として、

- ① インターネット環境を活用した販売サイトの公開停止
- ② 消費者へ危害を及ぼす恐れのある製品を販売するサイトの公表
- ③ 二国間・多国間による連携・協力の強化

（２）モール運営事業者に期待する対応策として、

- ① 製品安全関係法の規制品目に係る出品・出店前の審査及び注意喚起
- ② 法令違反に関する情報の共有
- ③ 重大製品事故やリコールが発生した場合における購入者に対する情報発信
- ④ 商品一覧画面等での安全に関する表示（製品安全に関する基準の認証マーク等）
- ⑤ 安全に関する通報・口コミ等の情報収集及び消費者へのフィードバック